

地震

への備えは

大丈夫ですか？

少ない負担で
安心の補償を
ご提案します！



火災共済のご契約に
地震危険補償特約
をセットできます！



などにより損害が生じた場合



地震共済金額の
100%



地震共済金額の
60%



地震共済金額の
30%

の地震共済金をお支払いします。 ※一部損壊は補償されません。

■建物の地震共済金額が1,000万円の場合の地震共済掛金

▼構造	建物の用法▶	住家物件 建物内に住宅部分がある建物	非住家物件 建物内に住宅部分がない建物
	コンクリート造・鉄骨造(イ構造)	5,300円	7,800円
木造(ロ構造)	8,900円	12,900円	

地震共済金額は、
1,000万円を上限に
設定いただけます。

ご加入条件 昭和56年(1981年)6月以降に建築された「建物」が対象です。

1 地震危険補償特約とは

地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

2 地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)に応じて、地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)
半壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)
半壊に至らない損害(一部損含む)は地震共済金をお支払いできません。			

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。

り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

3 共済の対象

昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。

※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。

動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。

4 地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。

※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

5 地震共済掛金

共済金額1,000万円あたりの共済期間1年の掛金

	住家物件 建物内に住宅部分がある物件	非住家物件 建物内に住宅部分がない物件
イ構造(注1)	5,300円	7,800円
ロ構造(注2)	8,900円	12,900円

(注1)イ構造…耐火建築物、準耐火建築物(注2)ロ構造…イ構造以外の建物

6 地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。

※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

7 共済金をお支払いできない場合

- ・損害の程度が半壊に至らない場合
- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・損害の程度が全損と認定された場合は、地震危険補償特約の補償はその損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

8 その他

- ・この特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
- ・この特約の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
- ・72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- ・お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等で支払う地震共済金総額が会員組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。
- ・地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震共済金をお支払いします。

※このチラシは募集文書ではなく「地震危険補償特約」の概要について記載したご案内文書です。詳細につきましては、以下の取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。なお、共済金をお支払いできない場合等の詳細につきましては「地震危険補償特約」および「重要事項説明書」をご覧ください。

※当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引受けします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱代理所

取扱組合  **岩手県火災共済協同組合**

〒020-0884 岩手県盛岡市神明町5-5

TEL 019-654-2551